

ビューナウの「ドイツ帝國史」について：ドイツ國民意識の連続性に関する一考察

小林，榮三郎

<https://doi.org/10.15017/2339173>

出版情報：史淵. 28, pp.43-73, 1943-02-20. 九州帝国大学法文学部
バージョン：
権利関係：

ビューナウの「ドイツ帝國史」について

——ドイツ國民意識の連續性に關する一考察——

小林 榮三 郎

- 一、まへがき——歴史的回顧と國民意識
- 二、十八世紀の帝國史出版物
- 三、ビューナウのドイツ語尊重とその傳統
- 四、ビューナウの帝國理念とゲルマニア
- 五、むすび——帝國史と國民意識の連續性

—

ここにビューナウの「ドイツ帝國史」と記したのは、ハインリヒ・ファン・ビューナウ (Heinrich von Bünau, 1697—1762) が一七二八年から同四三年にわたつて上梓した「正確にして詳細なるドイツ皇帝および帝國の歴史」Genau und unständige Teutsche Kayser- und Reichshistorie (四卷) の略稱である。

ビエーナウは中部ドイツのザレ河畔ワイセンフェルスに生れた。父は當時この地の公爵のもとに *Geheimer Rat* 及び *Kanzler* の要職にあり、のちアンスバッハの知事、最後にはザクセン選帝侯國の *Kanzler* となった。十六歳でライプチヒ大學の門をくぐつたビエーナウは在學中すでに *Acta eruditorum* や *Neuer Buchersaal* のやうな學術雜誌に寄稿し、後年の精力的な研鑽ぶりを豫想させるものがあつた。卒業ののちザクセンに仕へ、一七一六年二十歳でライプチヒ最高裁判所の陪席判事に任ぜられてゐる。その翌年ドイツ諸邦をはじめオランダ・イギリス・フランスなどの視察旅行に上り、パリには特に一年間滞在して政治家のほか當時一流の學者たちに知己を求めたといはれる。歸國ののちその謹嚴な性格と有能の才幹とを認められてザクセン選帝侯國の重職に歴任した。すなはち一七二七年には高等宗務會議長となり、ライプチヒ大學の *Visitor* をも勤め、一七三〇年には早くも樞密顧問官に補せられてゐる。その間あらゆる餘暇をドイツ史の研究にあてゝゐるが、その成果はまづ一七二二年「正確にして詳細なるドイツ皇帝および帝國の歴史への試み——ローマ皇帝フリードリヒ一世の生涯と事業」*Probe einer genauen und umständlichen Teutschen Kayser- und Reichshistorie oder Leben und Thaten Friedrichs I, Römischen Kayzers* となつて現れた。これは大いに識者の注目をひいて、ライプチヒの教授マスロウのごときも「この著者は、ドイツ史の研究に著手するものに對して將來いかに多くの要請がなされ得るかを示したものである」と賞讃した。その後六年を経て一七二八年にいよいよ「正確にして詳細なるドイツ皇帝および帝國の歴史」第一巻が出版されて非常に好評を博した。ビエーナウはその生涯

に三度結婚してゐるが、二度目の妻の伯父にあたるホイム伯 (Graf K. H. v. Hoyrn) がザクセン首相の印綬をおびたのでビューナウはその後繼者に擬せられ、一七三三年にはすでにザクセン王の全權委任者として活動するに至つた。かうした時期に彼の「帝國史」は第二卷 (一七三二年) の刊行をみたのである。しかしビューナウのまじめで几帳面な性格は國王の享樂的氣分と合はず、その間に中傷を試みるものもあつて、一七三四年ビューナウはマンスフェルト伯爵領の長官に左遷された。「帝國史」の第三卷 (一七三九年) はこの時期に出てゐるわけである。あたかも當時のドイツ皇帝カール七世はビューナウがマインツ駐割のザクセン使節たりしときにその人物手腕を識つてゐたので一七四〇年に彼を招聘した。不遇の地位にあつたビューナウは欣然これに應じてザクセンの官を辭し皇帝の外交官となり、北ドイツ諸邦の宮廷にあつて活動し、伯爵の位を授けられた。「帝國史」第四卷 (一七四三年) の刊行はこの時期にあたる。しかし一七四五年にはカール七世が崩じたので、ビューナウはザクセンに歸り、ドレーズデンにほど近い自領にあつて帝國史の研究をつゞけた。のちに美術史家として不朽の業績をあげたヴィンケルマンがその若き日においてビューナウの修史事業の助手となつたのは一七四八年のことで、兩來五四年まで六年のあひだ史料の拔粹その他の仕事に従事したことはひろく知られてゐる。しかしそのためにビューナウの著作方法に對していろいろの非難がある。なかんづくヴァハラはその「史的研究と術との歴史」(一八一六年刊)において、ビューナウはみづから史料の探究にあつたのでなく、助手のつくつた拔粹にもとづいてこの著述を行つたものであるとなしてゐる。(一) しかしこれについてはカール・ユステイがその「ヴ

インケルマンとその同時代人」において、いかにビューナウみづからよく史料に通じてゐたかを指摘してゐるし^(二)、シユーリヒの「ハインリヒ・ファン・ビューナウ伯の歴史記述」も具體的例證をあげて反駁してゐる。^(三)なほ「帝國史」の第四巻もわづかにコンラート一世の薨去（九一八年）までしか及んでゐないが、續巻は七年戦役のためビューナウの収入がほとんど杜絶したことが主因となつて刊行されず、原稿は未完成のまま現在なほドレーズデンの王立圖書館に保管されてゐるといふ。その後一七五一年にビューナウはザクセン・アイゼナッハの *Stathalter* として招かれ、さらにその全權大臣となりワイマールにあつたが、一七五九年に職を辭してのちはワイマールに近いオスマンシュテットの自領で餘生を送り六二年四月七日に歿した。そののち遺稿のなから七年戦役の初期を扱つた「フランス・イギリス・ドイツ間の戦役史」 *Historie des Kriegs zwischen Frankreich, England und Teutschland* 四卷（一七六三—一七六七年刊）が公表された。なほビューナウは一七二五年頃から圖書館の設立を思ひ立ち、さかんに書籍や手稿を蒐集して後には小さいものを除いても四萬二千卷に達したので、はじめドレーズデンに、一七四〇年以來ネートニッツ (*Nöthnitz*) の自領に堂々たる圖書館を設立してあらゆる好學の士の自由なる閲覽をゆるした。ちなみにこの圖書館はビューナウの歿後ザクセン政府により四萬ターレルをもつて買上げられ、ドレーズデン王立圖書館に合併されたのである。^(四)

この「帝國史」の著述によつてビューナウはルーデヴィヒ、ヘーン、マスコウなどと並んでドイツ語によるドイツ史記述の創建者の一人としてその功績をひろく認められてゐる。しかしながら彼の「帝國史」

さらに十八世紀における帝國史の記述一般がドイツ國民意識 (das deutsche Nationalbewusstsein) の發展あるひは消長の上になかなる意義を有するかといふことについては、今日なほ充分の注意が拂はれてゐないやうに思はれる。たとへばユステイの「ヴィンケルマンとその同時代人」はビューナウの修史事業そのものについて公平妥當な評價を下してゐるけれども、ドイツ國民意識との關聯にはほとんど觸れるところがない。古くはレヴィ・ブリュールの「ライブニッツ以後のドイツ——一七〇〇年より一八四八年に至るドイツ國民意識の發展」(一八九〇年刊)、ヤストロウの「ドイツ統一の夢とその實現の歴史」(一八九一年刊)をはじめ、ヨアヒムゼンの「ドイツ民族よりドイツ國家へ——ドイツ國民意識の歴史」(一九一六年刊、同二〇〇年増訂再版)、ラップの「ドイツ的思想」(一九二〇年刊)そのほか私の手にするところのできた狭い範圍の文献に關するかぎり、かうした問題は等閑視されてゐるやうである。(五) 一九二九年のヒストリーシエ・ツァイトシュリフトにおけるベルナイの論策「帝國傳統と國民國家思想」は帝國愛 (Reichspatriotismus) の意義を重んじてゐるが、帝國史の問題に注意するところなく、(六) マズールが一九三二年「プロシヤ年報」に發表した「十八世紀におけるドイツ帝國とドイツ國民」も帝國そのものの存続についてその意義を強調するけれども、帝國史の出版物にはほとんど言及してゐない。(七) シューリヒもビューナウの「帝國史」はドイツ語を用ひてひろく知識層にはたらきかけたことによつて「ドイツ國民意識の促進に少からず寄與した」(nicht unwesentlich zur Förderung des deutschen Nationalbewusstseins beitragen) と簡単に述べてゐるだけである。(八)

さらに従来ドイツ國民意識の推移を扱つた多くの文献において十八世紀は啓蒙主義・世界公民主義の時代、國民意識の極度に衰へた時期とされる。さればラップはその「ドイツ的思想」において、國民的國家への志向はナポレオンの支配に對する抗争によつてやうやく始まるものであり、「精神生活と習俗とにおけるドイツ的性格への意識的志向、ドイツ的特性への沈潜も同様にナポレオンの支配下において強力となつたのであるが、しかしそれはすでに十八世紀の中葉に新たな發展を始めてゐたのである」と述べて十八世紀前半におけるドイツ的意識の斷絶を認むるものやうである。(6) ヨアヒムゼンの「ドイツ民族よりドイツ國家へ」は中世以來のドイツ國民意識を扱つてゐるが、そこでも我々は啓蒙主義によつて國民意識が中斷されたやうな印象を受け、少くとも十八世紀の後半において昂まつてくる國民的感情乃至意識が十七世紀のそれといかなる關聯をもつかといふ點はほとんど顧られてゐないやうに思はれる。(7) なかんづくアーリスはその「ドイツ政治思想史」において「完全なる國民的無感覺の時期に熱烈なる愛國的時期が後續すること」(the sequence of fervently patriotic periods after periods of complete national apathy)をまづ「ドイツ史に特有なる現象」(a phenomenon which is peculiar to German history)と斷定してゐる。(8) こゝにアーリスが「時期」を複數で記してゐることは、彼がその具體的説明を行つてゐないので輕々しく判斷することは危険であるが、おそらく人文主義の愛國的時期について宗教改革に伴ふ動亂期が到來し、十七世紀の知識層におけるいはゆるベロック愛國心の昂揚について十八世紀の啓蒙時代が「完全なる國民的無感覺の時期」として登場してゐることを指すの

ではないかと考へられる。しからばかうした愛國的な諸時期、國民意識の昂揚をみた諸時代相互の關係はどうなつてゐるのであらうか。それらのあひだには何らの聯關も何らの連續性も存在せず、ドイツ國民意識は單なる斷續的な明滅的な推移を辿つたに過ぎないのであらうか。さうとすれば我々はドイツ國民意識について「消長」あるひは「起伏」を語り得るのみであつてその「發展」を云々することは許されないであらう。(十二)

かうした問題について最近に小松堅太郎氏が發表された民族主義に關する諸著、なかんづく「民族と文化」における「民族意識」の項は我々に教ふところが多い。小松氏の民族意識は Nationalbewusstsein を指すもののやうであるが、今それを國民意識と譯すべきか民族意識とすべきかはしばらく措いて、こゝでは私の國民意識と同義語として考へることとする。小松氏は「民族的偏向」なるものを民族固有の根本的傾向あるひは素質として考へ、それによつて民族感情および民族意識の起伏消長をつらぬく民族結合の存在を説明される。その場合小松氏はミア (Mia) の「ナシヨナリズムとインターナシヨナリズム」に示唆をえて民族意識の最も重要な要因として歴史的回顧といふものを取上げて來られる。いはく「かの歴史的回顧は必然に自民族の優秀性と自民族の優秀性の再認識とを媒介として民族的偏向素質の中に織込まれる。然る限りこの偏向素質を通して民族的結合が成立し、平時における民族結合を形成するが、非常重大なる時に於てこの偏向素質に刺戟が與へらるるに及んで俄然眠れる感情が興起しつゝ民族團結が怒濤の如く氾濫し」云々。(十三)果していづれの民族においてもあらゆる歴史的回顧が「必然」に民族的偏向

素質の中に織込まれるか否かはなほ疑問の餘地があり、主要なる歴史的回顧に關してもいろいろの文化民族について實證的なる歴史の検討を俟たなければ輕々しく斷定することは危険である。しかし、とにかくこゝには歴史家の考察すべき重要にして興味ある問題が提示されてゐる。少くとも十八世紀のドイツに關するかぎり、我々は啓蒙主義の風靡、世界公民主義の流行にもかゝはらず「歴史的回顧」が「自民族の優秀性の再認識」を伴つてなほ相當さかんに行はれてゐた事實をあらためて見直す必要があらう。

以下私は本稿においてかうした觀點のもとにビューナウの「ドイツ帝國史」にあらはれた國民意識あるひは國民的感情をかへりみるとともに、十八世紀における帝國史記述一般の演じた役割について私の考ふるところを述べたいと思ふ。もとより私の手にしえた資料は極めて乏しく、ために觀察の誤謬あるひは不徹底に陥る可能性が非常に多い。大方の御叱正を請ふ次第である。

二

總じてドイツ帝國史といふものが、ダニエルの豫言を金科玉條とする舊來の神學的中世的な國家興亡觀の呪縛を破つて歴史記述の上に獨立の存在を認められてくるのは十八世紀の初頭以來のことであつて、それには十七世紀における自然法および國法學のめざましい興隆が大きな刺戟を與へたのであつた。したがつて十八世紀におけるドイツ各大學の歴史講座はおほむね法律學者、なかんづく國法學者によつて擔任されることゝなつた。ナウ もちろんこの以前にもドイツ史の著述はすでに存在してゐた。カール・

ブランドイはその論策「ドイツ史の理念と形式」において、ドイツ史なるものゝ眞の創建者として人文主義者ヴァムプフリント Jacob Wimpfeling をあげてゐる。^(十五) すなはちその「ドイツ史要」Epitome rerum Germanicarum (一五〇五年刊) がそれであるが、しかし新しい自然法および國法學の影響の下にドイツ帝國史の範疇に向つて第一歩を踏出したものはイェーナの史學教授ザギターリウス (Caspar Sagittarius) の「各皇帝の歴史によるドイツ史の核心」Nucleus historiae Germaniae per singulorum Caesarum historiam (一六七五年刊) であつた。しかしこの著書は單に講義用の梗概的記述に過ぎなかつたといはれる。^(十六) これよりさき一六六〇年にはドイツにおける自然法學の首唱者プーフェンドルフが *Elementa jurisprudentiae universalis* を出してドイツの法律學界に大衝動を興へ、一六七二年には有名な *De jure naturae et gentium* を刊行してゐる。そのち一六八二年に出版されたプーフェンドルフの「現時ヨーロッパに存在する主要なる帝國および邦國の歴史への序説」*Einleitung zu der Historie der vornehmsten Reiche und Staaten, so jetziger Zeit in Europa sich finden* は知らぬに向後の帝國史記述に大きな刺戟を興へるものであつた。かくて十八世紀に入るとドイツ帝國史の範疇に屬するものが續々として刊行され、ほとんど同世紀を通じて一つの流行現象ともいふべき觀を呈した。すなはち一七〇七年にはハレ大學の教授ルーデヴィヒ (Johann Peter von Ludewig) の「帝國史草案」*Entwurf der Reichshistorie* (一七二〇年再版) が出てゐるし、一七二一年にはウーゼン (Erdmann Uhsen) の「ネーリウス・カイサルより現ヨーゼフ一世皇帝陛下に至るローマ的東方的ドイツ的諸皇帝の注目すべき生

「Der römisch orientalisch deutschen Kayser merkwürdiges Leben von Julio Caesare bis auf jetzige kays. Majestät Josephum I.」が刊行された。その後一七二〇年には「Faymann (Johann Jacob Schmauss) の「ドイツ帝國史要」 Kurzer Begriff der Reichshistorie (一七二七・一七四〇・一七四四・一七五一年重版) が、そしてまた一七二二——二四年には「レーン (Simon Friedrich Hahn) の「ドイツの邦・帝國・皇帝の歴史、およびそこから流れ出る公法への完璧の序説」 Vollständige Einleitung zu der teutschen Staats Reichs und Kayser Historie und dem daraus fließenden Jure Publico (四卷) が發行されてゐる。さらにライプチヒの教授マスコフ (Johann Jacob Mascov) は一七二二年に「現代に至るローマ・ドイツ帝國史概説」 Abriss einer vollständigen Historie des römisch-teutschen Reichs bis auf gegenwärtige Zeit (一七三〇・一七三七・一七三八年重版) を出し、同二六年には有名な「フランク王国の創建に至るドイツ人史」 Geschichte der Teutschen bis zu Anfang der fränkischen Monarchie の第一巻が刊行された。そのほか一七二二年にはグラフト (Adam Friedrich Grafey) の「論争的ドイツ史——ドイツ帝國史の核心」 Historia Germaniae polemica oder Kern der Teutschen Reichsgeschichte が出てゐる。(十七)

ビューナウの著書はかうした帝國史出版の活況時にあたつて公表されたのであるが、それは題名の示すとおり詳細にして然もあくまで史實に即した敘述に加ふるに傍註として出典およびその頁を明示し、さらに論争の存する問題にはそれぞれの見解を紹介したのちに自説を述べ、ほとんどあらゆる史料文献を

涉獵して當時としては完璧を期してゐる。ビューナウみづからも「この歴史を完成するにあたつて私がおこなふ著者のものを用ゐたかといふことは、本書のはじめに掲げた引用文献表がこれを示してゐる。おそらくそれによつて、この歴史の解明に幾分なりとも貢献しうる過去の著述家は一人も洩れてゐないことが明かとなるであらう。他人の誠實や信念にもとづくことなく一切を史料から汲みとり充分に調査研究しうることを期して、必要かつ有益なる一切の書籍をみづから蒐集し、あらゆる勞力と費用とを吝まなかつたのであるから、讀者諸賢は引用個所の確實さについても一層この著者を信頼しうるわけである」と誇つてゐる。かくてそれは舊來のあらゆる帝國史の著述をはるかに凌駕するとともに、その後のこの種出版物に對してもほとんどその方向を決定したといふことができる。すなはちビューナウ以後においてもケーラー (Johann David Köhler) の「簡單にして根底的なるドイツ帝國史」 *Kurzgefasste und gründliche deutsche Reichshistorie* (一七三六年初版、一七五一年再版) が出てゐるが、なかんづく十八世紀の後半においてドイツ帝國史出版界の寵兒となつたものはビュッター (Johann Stephan Pütter, 1725—1807) である。彼の「上古より最近世に至るドイツ帝國の國制變遷」 *Staatsveränderungen des Teutschen Reiches von den ältesten bis auf die neuesten zeiten* は一七五三年に刊行され、一七五五・六四・六九・七六・八九・九五の諸年に版を重ねるといふ賣れ行きを示した。「完璧ドイツ帝國史綱要」 *Vollständiges Handbuch der Teutschen Reichshistorie* (三卷) も一七六二年に刊行されて同七二年に再版を出してゐる。そのほかビュッターには「ドイツ帝國史大綱」 *Teutsche Reichsgeschichte in ihrem*

Hauptfaden entwickelt (一七七八年刊、一七八三・九四年重版) とか「ドイツ帝國史要」Kurzer Begriff der Deutschen Reichsgeschichte (一七八〇年刊、同九三年再版)、また「ドイツ帝國現制の歴史的發展」Historische Entwicklung der heutigen Staatsverfassung des Deutschen Reichs (一七八六年刊、一七八八・九八年重版) など大同小異の著書がある。しかしビュッターのかうした著述も複雑極まるドイツ帝國史をいかに要領よく理解しやすく記述するかといふことにその目標がおかれてゐて、とくに獨創的な帝國史の把握を試みたものではない。結局それはビューナウの帝國史の水準を抜きえなかつたのである。

三

ビューナウはその「帝國史」第一卷の序文につきのやうな注目すべき言葉を述べてゐる。

「なるほど私がラテン語よりもドイツ語をえらんだことについて、前者の方が外國では一層よく知れわたつてゐるといふので咎めだてする人もあらう。しかしキケロは彼が母國語でものを書き、當時の學者の用語であつたギリシヤ語で書くことを好まなかつたために非難されたとき、自分たち自身の國語を輕蔑しその國語で書かれたものを損斥する連中に向つて夙にかう答へたのであつた。いはく『私はこのやうな人々とは甚しく見解を異にするがゆえに、いかにソプ*クレスがそのエレクトラをこの上もなく見事に書いてゐるにせよ我々はアッテリウスのつたない翻譯を讀まねばならぬと考へるもので

ある。リキニウスはアッティリウスのことを鐵のやうに無感覺な文士といったが、しかしそれにしても私はあくまで彼をれつきとした一個の文士と見なすものであり、したがつて彼のものを讀むべきである。なぜなら我々の詩人たちの書いたものを全く知らないといふことは、最も懶惰なる遲鈍によるか、あるひは最も氣むづかしい撰り好みのためか、どちらかである。少くとも私にとつては、我々の文學について何も知らぬやうな人々が充分の教養ある人士とは考へられないのである』(Cic. de Finibus Bon. & malor. L. I. c. 2.)¹⁾

またビューナウは同所にかうもいつてゐる。「少し以前からドイツ語が或る種の作品において従前より一段と純粹に、一段と立派に書かれるやうになつたことは確かである。必要もないのに外國の單語や成句をドイツ語のなかに混入することがいかに不當であるかといふことは、多くの人々の認むるところとなつた」と。もとよりビューナウは外國起原のあらゆる單語をドイツの民法用語からまで完全に驅逐しようとする人々を「時勢おくれの改良論者」*unzeitige Verbesserer* として斥けてゐる。しかし彼げできるだけ純粹にして上品なドイツ語の表現をもつてその帝國史を書かうと努力したのであつた。なかんづく彼がキケロの言葉を引いて母國語を輕視するもの愚かさを指摘してゐることは、彼のドイツ語使用が單なる學問の普及とか廣い讀者層の獲得といふやうなことを目的とするものでなく、明かに國民的意識に根ざしてゐることを示すものである。その意味においてビューナウもまた十七世紀以來のドイツ語尊重運動の流れに立つものといふことができる。

そもそも宗教的動亂、なかんづく三十年戦役このかたドイツは文化的にいちじるしく立ちおくれ、そのために十七世紀から十八世紀の中葉まで外國文化崇拜の風潮がさかんであつたことは周知の事實であるが、しかしかくのごとき趨勢に抗する反對運動も決して無視すべからざるものがあり、特に十七世紀のかうした運動をドイツの歴史家はプロック愛國心 (Barockpatriotismus) と稱してゐる。そのうちでも殊に注目すべきものはドイツ語尊重運動であつて、このためにいろいろの團體が生れたが、なかでも最も大きく最も有力なものは三十年戦役勃發の前年すなはち一六一七年に創立された Fruchtbringende Gesellschaft である。その會員は勝利の榮譽を象徴する棕櫚 (Palme) をえがいたマークをリボンとともにつけてゐたので棕櫚結社 (Palmenorden) とも呼ばれた。十七世紀の後半には勢力が衰へて十八世紀のはじめには完全に消滅したが、解散したときなほ八百九十人の會員を擁してゐたといはれる。これより遅れて一六三三年に設立された Aufrichtige Tannengesellschaft は極めて短命であつたが、一六四三年にできた Deutschgesinnte Genossenschaft はこの種の結社として第二位の大きさをもち、十八世紀のはじめまで存続した。いづれもドイツ語の使用をひろめるとともにドイツ語そのものの醇化向上をめざし、これが純粹・正確・豊富化をはかつた。これらの團體には諸侯・貴族・學者の加盟するものも多く、有名なオーピッツ (Martin Opitz)・ローガウ (Fr. v. Logau)・モシン・ロミン (J. M. Moscherosch) などとその會員であつた。これらの會は單なるドイツ語振興の結社と見なされてゐたが、最近におけるプロック研究の一權威フレミングはドイツ的意識の昂揚こそこれらの會の本旨であつて自國語の擁護はその

目的の一端にすぎなかつたことを強調してゐる。フルフトプリンゲンデ・ゲゼルシャフトの設立趣意書にも「あらゆる騎士的美徳の維持存続およびドイツ的誠實の確立増進を目的とし、なかんづく從來閑却され輕視されてほとんど死に瀕してゐる女神ドイツ (Teutschinne) が息を吹きかへして、ドイツ的血液と心情とを有するその窮迫せる子供たちが幾分なりとも元氣づくやうにすることをめざす」ことが記されてゐた。(十八)

ライプニッツの熱烈な國民意識もかうしたバロック愛國心とその軌を一にするものと考へられるが、一六八七年ドイツの大學においてはじめてラテン語の代りにドイツ語を使用したトマジウス (Christian Thomasius) もこの線にそつて動いてゐる。彼がドイツ語を使用した動機は通常たゞ難解なラテン語の學習に精力を費すことを避けて學問の普及發達をはからうとするにあつたとされる。しかし一六九一年に彼が書いたものなかにはドイツの學藝がオランダ・イギリス・フランスに比して甚しく劣つてゐることを慨き、ドイツを指して「我らの憐むべきドイツ」(unser armes Teutschland) とつひ「我らの祖國」と稱してゐる。さらにトマジウスがプーフェンドルフと親交あり、その「ドイツ帝國政情論」を^{十九}レ大學において教材として用ゐたことなどを考へ合せるならば、トマジウスのドイツ語使用の背後に國民意識あるひは少くとも國民的感情が相當に強くはたらいてゐたことを否定しえないであらう。そののち哲學界ではかのクリスティアン・ヴァルフが一七一〇年以來ドイツ語による著作を續々と刊行して非常な賣れ行きを見せ、定期刊行物も一七二三年にはハムブルクで「理性人」Der Vernünftige が出

たのをはじめ、同一〇年代にはゴットシハット (Gottsched) の主宰にかゝる Die vernünftige Tadelinnen や Der Biedermann が刊行され、ドイツ語のヴァッヘンシュリフトが時代の寵兒となつてくる。特にゴットシハットが一七三二—四四年のあひだライプチヒで出した雑誌 Beiträge zur Critischen Historie der deutschen Sprache, Poesie und Beredsamkeit には祖國的な色彩が相當に濃厚であつた。そこでは聖書や古典のふるいドイツ譯、なかんづくルッターのドイツ語に對する努力が回顧されるし、新しいところでは學術用語としてのドイツ語の發達についてトマジウスの功績がたゞへられる。一七三二年の同志にはライプニッツの「ドイツ語の使用および改善に關する私見」 Unvorgreifliche Gedanken betreffend die Ausübung und Verbesserung der deutschen Sprache が掲載されてゐる。ライプニッツはこの一文を一六六九年に書き、そのち同九九年、さらに一七〇九年に加筆したが、彼の歿した翌年すなはち一七一七年に秘書エッカルトによつてラテン語の題名で刊行されてゐた。それは「およそ言葉といふものは悟性の鏡である」といふことから説きはじめ、「ドイツ國民は神聖ローマ帝國のゆえにあらゆるキリスト教國民のなかでも特に優越する」と前提してドイツ語尊重の必要を力説したもので、そこには強烈な國民意識があふれてゐる。(七)

このやうにして十七世紀のドイツ語尊重運動は十八世紀の前半にもなほ繼承されてゆくのであるが、さらにその後においてもレッシング、メーゼル、ヘルデルをはじめ多くの人々によつて母國語尊重の必要が高唱されたのであつた。かくして國民意識の一翼をなすと考へられる國語意識において我々は、バロッ

ク愛國心から啓蒙時代を通じて十九世紀に至る連続性の存在を認めなければならぬであらう。

四

周知のごとく三十年戦役ののち神聖ローマ・ドイツ帝國は皇帝權の衰微甚しく、諸邦の勢力はますます増大して事實上ほとんど完全なる獨立國家となつてゐた。このやうにはほとんど實權を喪失したドイツ帝國が從來の歴史家にとつて單なる傳統の殘骸としてむしろ滑稽なる存在としか考へられなかつたことは一應うなづかれる。しかしながらこの帝國もドイツ國民意識の存續の上には少くとも一つの機能を果してゐたとする見方が比較的最近に起つてきた。ベルナイはその「帝國傳統と國民國家思想」において主としてフランス革命およびナポレオン戦役時代の問題を扱つてゐるが、十八世紀の末葉においてなほ「統一思想および帝國思想のもつ情緒的諸價值」(die Gemütswerte des Einheits- und Reichsgedankens) がはたらいてゐたことを述べてゐる。おこなかんづく注目すべき論文はマズールの「十八世紀におけるドイツ帝國とドイツ國民」である。まことにマズールの強調することく「この帝國はドイツの諸領邦が政治的に共屬するといふ思想を完全に消滅せしむることなく、のちにその思想が新たな形式のもとに復活することを可能ならしめた」(Es [= das Reich] hat den Gedanken der politischen Zusammengehörigkeit der deutschen Territorien nicht ganz untergehen lassen und seine Wiederbelebung in neuen Formen ermöglicht.) のとらひうるであらう。おこな けたしその帝國がいかに統制力を失つてゐる

たとはいへ、とにかくそれはドイツといふものを結合する最後の政治的紐帯であつた。かくのごとき觀點に立つとき、從來多くの歴史家によつて輕視された十八世紀の帝國愛 Reichspatriotismus あるひは帝國理念 Reichsidee なるものもたしかに新たな歴史的意義を見出されてくるであらう。

ビューナウは第一卷の序文においてつぎのやうに述べてゐる。「ドイツ帝國は本來その大きさ、その勢力、その威信によつて全ヨーロッパにその名をひびかせてゐるし、またこの帝國のうちには戰時また平時において非常に多數のすぐれた人々や勇敢な英雄たちが名を揚げたのである。否れどころかドイツ史は他のすべてのヨーロッパ諸國の歴史と關係するところが極めて多いので、何びともこの歴史がますます研究され完成の域に近づけられるに足るだけの重要性をもち、またそれに値することを容易に疑ひえないであらう」と。こゝにビューナウがドイツ帝國の歴史的光榮を誇つてゐることは、彼もまたドイツ人文主義以來の帝國理念の傳統に立つものとして興味がふかい。アードルフ・ディールは一九三七年のヒストリーリッシュ・ツァイトシュリフトにおける論政「ドイツ國民の神聖ローマ帝國」において、ドイツ人文主義の國民的傾向はひとりタキトゥスの「ゲルマニア」のごとき古代文献の研究にもとづくのみならず、十五世紀の初頭以來フランスとの對立を契機としてドイツ諸地方に起つてくる國民的感情をその背景として有することを帝國稱呼の變遷によつて實證しようとして試みてゐる。^(註三) たしかに神聖ローマ帝國の理念は中世の末以來、かのブライスの名著に強調されたやうな古代ローマへの讚美憧憬を中心とするものからドイツ的自負を中心とするものへと移りはじめてゐた。しかしこのドイツ的自負をゲルマン的自負に

結びつけ、古代ローマ人對ゲルマン人の抗争を當時のドイツとラテン系勢力との對立、すなはち法王廳およびフランスとの對立に擬してきたものはドイツ人文主義であつた。爾來ドイツ帝國の光榮を語る者はゲルマン人の誠實と勇敢さをも誇りとするのが常であり、帝國理念とゲルマーニア理念とは相携へてドイツ史の理念を構成してくるのであるが、ビューナウもまたその「帝國史」をゲルマーニアの昔に遡らせ、ドイツ現行制度の多くがその起原をゲルマーニアの森に發することを指摘するとともに、ドイツ人の祖先がローマの全盛時代に敢然起つていはゆる「ドイツ的自由」を擁護しトイトーブルクの快勝によつてローマ市民の膽を奪ひ、やがてゲルマン諸民族の擡頭がローマ帝國の滅亡を招來する史實を強調するのである。彼は第一卷の序文においてゲルマーニア時代がドイツの國法研究上からいつて後の時代ほどの有用性がないことを一應認めたとで、なほ次のやうに述べてゐる。「しかしそれにもかゝはらずこの時代には少からぬ注意を拂ふべきであり、その時代はまたおそらく讀者にかなりの悦びを與へることと思はれる。そこにはドイツ的諸民族の起源と彼らの風俗習慣および法律の遙かに遠い足跡とが見出される。ここでは、ローマ人によつてまた未開野蠻の地と見なされてゐたドイツに行はれるいろいろな所業の最初の報告が見つかる。なるほどフランク族の統治ののち多くのものが變更されたけれども、しかも我々は古ドイツ人の制度や慣習のうち種々のものがなほ保存されたことを知るのである。しかしそれにもまして私は、讀者諸賢がローマ史とドイツ史とを對照するとき驚嘆の聲を禁じ得ないものがあると考へる。けだし一方においてローマ史には、當時知られてゐた地上の大部分が恐怖戰慄せねばなら

ぬほど全盛を極めて勢力と威望の頂點にあつた強大なる一個の帝國が見出されるのに對して、他方において讀者諸賢はいかにしてその帝國が徐々にドイツ的諸民族 (die Teutschen Völker) の勢力と勇敢さとに屈服してゆくか、またいかにこの帝國が暴力と奸計と不正とをもつて他の國々から奪取してゐたものを再び喪失し、しかもいかにそれらの大部分をば、ローマ人とひとしく最強者たることのほかに何らの權利をも有しなかつたドイツ人の手中にゆたねなければならなかつたかを見るのである」と。

この場合ビューナウがドイツ的諸民族と稱するものがゲルマン諸民族を指すことは明かであるが、一般に彼はこの「帝國史」において古代ゲルマーニアをドイツ (Teuschland) と稱し、ゲルマン諸民族をすべてドイツ人 (die Teutschen) と呼んでゐる。もとより彼はこのゲルマーニアが現代のドイツと地理的に必ずしも一致しないことを知つてゐて、「新しいドイツと古いドイツとの差異」をも語るのであるが、

^{註四} それは第一巻のはじめの方に見えるだけで、他の場合にはこの兩概念はむしろ好んで同一視されるのである。また彼はゲルマン諸部族の政治的結合體をもライヒ (Reich) と呼び、新月・満月の夜をえらんで行はれた民會を Reichs-Versammlung と稱し、後の帝國議會との本質的同一性を示さうとしてゐる。^{註五} かうしたビューナウの態度は、彼がフランク族の起原およびカール大帝の出自問題を論ずる場合においていちじるしく現れてくる。いふまでもなくフランク族の建設したフランク帝國は後にそれが分裂するに及んでドイツおよびフランスの發祥となるがゆえに、フランク族がドイツ人であるか否か、殊にカール大帝がドイツ人かフランス人かといふ問題は人文主義の時代から獨佛双方の史家によつて論

争されてゐた。かの「ドイツ史要」の著者ヴィムプフェリングもカール大帝がフランス人であつたとする説に反對してカールの父ビピンがドイツ人であつたこと、カールはその子供たちにHimeltrut, Hiltgart, Adelheit といふやうなドイツ名をつけたことを論じ、フランク帝國によつてフランス人がドイツ人を支配したのでなくドイツ人がフランス人を支配したのであると主張した。(註七) バロック愛國心の時代にもカール大帝は一般にドイツ語の奨励者、ドイツの古い風習の保護者であつたと考へられてゐるが、プーフェンドルフの「ドイツ帝國政情論」(一六六七年刊)にもカール大帝問題が取上げられてゐた。すなはちプーフェンドルフによれば、この論争はフランス人がかつてはゲルマン人の系統なることを誇つてゐたにもかゝらず今やゲルマン人をフランク族の祖宗として認めることを避けようとすることから起るのである。そもそもフランクといふ名稱はおよそ三世紀の頃のガリアから出て徐々にゲルマーニアを征服せんとしてゐたローマ人に對抗して、當時ラインとエルベの兩河間に居住してゐたゲルマン諸部族がみづから稱したもので、それは古ドイツ語において自由人を意味する。たとへ今日フランス人が主張することく、このフランク族はじめガリアからの移住者であつたとしても、八世紀の久しきにわたつてゲルマーニアに住し、ゲルマン語とゲルマン的風習とを有してゐた以上フランク族は當然ゲルマン人の一派と見なさるべきものである。またカール大帝については、その生れた土地はたしかにガリアであるが、しかし彼がドイツ語を話したことは明かであるから、カールの生國はと訊ねらるればガリアと答ふべく、カールはゲルマン人の出かガリア人の出かときかれたら明かにゲルマン人の出と答へなければな

らぬ。かやうにプーフェンドルフは論じてゐる。(註七) ビユーナウもまたフランク族の起原については詳細に異説を紹介し、一部のフランス人がかつてドイツの地に若干のガリア人の植民が行はれたことを書いたローマの文献に據つてこの植民の子孫こそフランク族であると主張してゐるが、それはフランス人が自分たちの祖先をドイツ人と考へたくないために故意に史實を曲げようとするものにはかならぬと論斷する。なぜなら、かうしたガリア諸部族の移住が行はれたと主張される時代にあつてギリシヤ人やローマ人はドイツとガリアとの區別をまだほとんど知つてはゐなかつたのであるから彼らの記すところは必ずしも信頼するに足りない。假りに、いはゆるガリアの地から移住が行はれたとしても、それはフランク族の居住してゐた北方のエルベの方にはなく東方に向ひ、さらにバイエルンやベーメン地方まで入つて行つたことはタキトゥスが Boii をガリア系の民族と記してゐることによつて推定される。「したがつて勇敢なるフランク族の起原は強力なるドイツの地以外に求むべくもない。また我々をしてフランク族がドイツ人であつたといふことを確信せしむる根據としては、兩民族の間に見出される風俗習慣の同一性にまさるものはない。そのいづれも同じ種類の言語、同じ種類の法律——あるひはむしろ彼らにとつて法律の代りをなしてゐた慣習といつた方がよいであらうが——をもつてゐた」とビユーナウは斷じてゐる。(註八) したがつてカール大帝は當然ドイツ人であるが、その出生地についてはこれをインゲルヘイム、パリ、カールスブルクあるひはヴァルグラに擬する説をしりぞけてアーヘン説をとり、彼が月や風にドイツ名をつけたと傳へられること、ドイツ語の文法を編纂する意圖を有したことなどを述べてゐる。(註九)

さらにビューナウの國民的自負が強く現れてくるのは彼がゲルマンの英雄アルミーニウスについて敘述する場合である。フレンツェンは一九三七年の論策「ドイツ・バロック時代のゲルマーニア像と愛國心」において「總じてアルミーニウスはドイツの國民的感情の歴史に當初から象徴および形態として結びついでゐた。フッテンおよびフリッシュリーンからモッシュェロシユおよびローエンシュタインを越えて、エリーアス・シュレーゲルやメーゼルおよびクロップストックを越え、クライストやフーケおよびグラッペを越えてエルンスト・ファン・ペンデルによるヘルマン記念碑の設立に至るまでドイツ的自覺の一線が引かれてゐるのであつて、その線はヘルマンの姿を絶えず再興してゆくことの中に象徴的に讀みとられる」と記してゐる。(註) ヘルマンに關する作品はこゝにフレンツェンがあげてゐる人々のほかにもヴィーラントの一七五〇年の作「ヘルマン」(註) をはじめ夥しい數に上るといはれる。ビューナウもまたアルミーニウスを「かくも勇敢なる英雄」(註) と呼び、「アルミーニウスは、彼自身の敵にあたる連中の認むるところによると、ドイツ的自由の保護者・維持者の名に値する者であり、しかも彼は以前に他の外國の諸王や將軍たちがしたやうにローマ帝國の初期にこれを攻撃したのではなく、この帝國の最大の完成期にこれを襲撃するといふ勇氣をもつたのであるから、それだけ一段と大きな名譽をもつてこの名に値するのである」と激賞してゐる。(註) かの紀元九年にローマの將ワールスを破つたトイトーブルクの戦ひについてビューナウはローマ史家の曲論を痛烈に指摘する。すなはちローマの歴史家は「あらゆる術をつくしてドイツ人の名譽と自分たちの同朋の恥辱とを少くしようとしてゐる。この完全な勝利がドイツ人

の勇敢さよりもその不信と裏切りとに歸せられるといふことは、そこから起つてくるのである。」(冊四)
またこの敗報がローマにもたらされて人心に大きな脅威を與へたかをビューナウは明かに國民的自負をもつて詳述する。ローマ人はドイツ人がさらにラインを渡つてガリアに進撃するのではないかと極度に憂慮したが、しかしドイツ人は「自分たちの祖國の大部分を奴隸の境涯から解き放す」といふことだけで満足したのであつた。その後アルミーニウスの岳父にして反對者たるセゲステスがローマ人によつてアルミーニウスの征服せられることを望んでゐたことについてビューナウは、「自分の祖國の安寧幸福を思はず、またローマ人は自由なるドイツ人をローマの羈絆の下におくことよりほかは何も求めてゐなかつたことをも考へることなく」とその無自覺ぶりを難じてゐる。(冊五) アルミーニウスが遂におそらく味方の毒殺によつて最期をとげるや、「彼の名聲は絶えずドイツ人の記憶の中に生きてゐた」ことが強調されるのである。(冊六)

五

以上極めて簡單ながら「ドイツ帝國史」に見ゆるビューナウの國民意識あるひは國民的感情をかへりみたのであるが、もとより彼の著作が及ぼした影響、またひろく當時の帝國史一般が演じた役割をどの程度に認むるかといふことについては慎重な検討を必要とするであらう。「ドイツ人名大辭典」におけるビューナウ傳の筆者フラート(Flath)のふくまは、ビューナウの「帝國史」が當時の人々によつて非常

に賞揚されたにもかゝはらず「のちには全く忘れられ」(…das von den Zeitgenossen viel bewunderte Werk später ganz in Vergessenheit geriet) ベーメル (Johann Friedrich Bömer, 1795—1863) によつてやうやくイタリヤの史家ムラトーリの事業にも匹敵するものとされたに過ぎぬ、とまでいつてゐる。これに類する記述はカール・ユスタフの「ヴァンケルマンとその同時代人」やシューリヒの「ハインリヒ・ファン・ビューナウ伯の歴史記述」にも見えるが、いづれも一八二三年に刊行されたヘーレン (Arnold Heeren) の「ドイツ史家への回想」 Andenken an deutsche Historiker にビューナウの名をへ全く擧げられてゐないことをもつてその根據とするのである。(冊七)

しかしながらヘーレンの著作より六年以前の二八一六年に刊行されたヴァハラーの「史的研究と術との歴史」にはビューナウの修史事業が記されてゐて、しかも「批判に關する彼の功績は一般に承認されてゐる」(sein Verdienst um Kritik ist anerkannt) と述べてゐるから、(冊八) 少くともこの頃まではビューナウの「帝國史」が決して「全く忘れ去られ」てゐなかつたことは確實である。殊にレッシングは一七五九年その文學書簡第五十二信において當時のドイツにすぐれた歴史家のないことを慨きつゝ、しかもビューナウやマスコウのやうな人々は、もし彼らがあまりにも史料の乏しい上代にまで溯らなかつたとすれば完全な歴史家たるに近うものであつた (Es ist eine Kleinigkeit, was einem Binau, einem Mascou zu vollkommen Geschichtschreibern fehlen würde, wenn sie sie sich nicht in zu dunkle Zeiten gewagt hätten.) と述べてゐる。(冊九) また「オスナブリュック史」(一七六八年第一卷刊行)によつて

ドイツ史に新生面をひらいたといはれるユストゥス・メーゼルについても、我々は十八世紀前半の帝國史記述との關係を見落してはなるまい。ファクトおよびコッホの「ドイツ文學史」(第二卷一九二三年刊)はメーゼルがビューナウおよびマスコウの著書に負ふところ多きを認めてゐるのに反して、(頁七) ベーテル・クラッセンはその「ユストゥス・メーゼル」(一九三六年刊)においてメーゼルが「ドイツ帝國史の記述書にさうかの興味をもいたかなかつた」(……der deutschen Reichsgeschichtschreibung nicht die geringste Anteilnahme gewidmet [hat]) と斷定してゐる。(頁十一) たしかにメーゼルはその「オスナブリュック史」第一卷の序文において、自分の踏みこんだ分野は「修學時代には全く未知のものであつた」(……ein Feld ……; worin man in seinen Lehrjahren völlig unbekannt gewesen.) と記してゐる。(頁十二) クラッセンはこの言葉に重きをおいてゐるやうであるが、しかしこれはむしろメーゼルが公務多忙にして充分に文献の涉獵檢討ができなかつたために不測の過誤をおそれて述べた謙讓の辭と解すべきであつて、彼にとつてドイツ史といふものが「全く未知」の世界であつたのでは決してない。すでに一七四八年廿八歳のときの作で翌四九年に出版された悲劇「アルミニウス」Arminius が明かに示してゐるやうに、メーゼルは早くからドイツ上代史をふかく研究してゐた。(頁十三) また「オスナブリュック史」には私の見たかぎりビューナウの文献は一度も引用されてゐないけれども、プーフェンドルフ、ルーデヴィヒ、ハーン、マスコウなどの文献は諸處に引用されてゐる。(頁十四) 總じてメーゼルは特に見解の相違などがある場合のほかは根本史料以外の文献を引用してゐないから、ビューナウのものも必ず参照はし

てゐたと推定される。いかにメーゼルの把握が舊來の帝國史と全くその方向を異にするものであつたといへ、少くとも我々はかうした十八世紀前半における帝國史研究の素地あるひは背景なくしては彼の「オスナブリュック史」の成立を考へ得ないであらう。さらにヘルデルは一七六九年の「評林」においてハウゼンの「十八世紀史」(Hausens Geschichte des achtzehnten Jahrhunderts)に對するクロイツ(Klotz)の書評を批判してゐるが、そこでもマスコウおよびビューナウのドイツ史記述がすぐ引合ひに出されてゐる。なるほどヘルデルはドイツ史が舊態依然として十八世紀前半の傳統を墨守してゐることを慨歎して「無味乾燥なる帝國ならびに邦國の歴史こそ遺憾である」(Schade der trocknen Reichs = und Staatsgeschichte)といひ、「マスコウ、ビューナウ、ハーンのやうな連中は時勢おくれの書庫の番人である」とまでこき下してゐるが、(四十五)しかし我々は當のヘルデル自身その若き日においてドイツ帝國の歴史を相當にふかく研究し、舊來の帝國史文献をもひろく涉獵したことを忘れてはならぬ。(四十六)一般に十八世紀の帝國史記述は、この世紀における帝國そのものの存続とひとしく、ドイツ國民の統一意識の上に決して没却すべからざる作用を及ぼしてきたといふことができよう。少くともこれに對する從來のあまりにも蔑視的な評價は再考の餘地がある。たしかに十八世紀を風靡した思想傾向は世界公民主義であり、ドイツ國民意識がいちじるしく衰へたことも通常いはれる通りである。しかしその意識の最も重要な素因の一つをなすと考ふべき歴史的回顧は、たとへそれがヘルデルのいはゆる「無味乾燥」な帝國史の形式においてであれ、またいはゆる「帝國愛」 Reichspatriotismus の政治的に無力な姿

においてあれ、とにかく決して滅失してはゐなかつた。ドイツの各大學において帝國史は講ぜられ、いやしくも國法學を修むるものはその聽講を要求せられたのである。さらに帝國史の記述は先に見た通り極めて多種かつ多量に出版され、およそ帝國あるひは諸邦の官吏たるものの閲讀に供されてゐた。されば一七五〇年にゲルマンの英雄アルミーニウスをうたつたヴィーラントも、一七六九年以來數々の頌歌に劇詩にこの英雄を讚美したクロップストックも、おそろくタキトゥスその他のラテン原典のほかにかうした帝國史の影響を受けたことはほとんど疑ひの餘地がないであらう。さらに我々がヘルデルの政治的關心を、クライストの祖國愛を、フィヒテの國民意識を語る場合、我々はこの人々がドイツ史に關して有してゐた素養を忘れてはなるまい。さればこそいづれの人々も一たび祖國愛に奮ひたてば、たゞちにゲルマン人を祖先と呼び、アルミーニウスの快勝を想起し、ドイツ史の光榮を語るのである。もとよりこの人々のドイツ史に關する素養が必ずしもすべて直接に十八世紀の帝國史によつて獲得されたといふのではない。しかしこの帝國史は十八世紀ドイツ知識層の大部分にドイツ史の統一性を教へてゐたのであるから、少くとも間接的には何びともその影響を免れえなかつたといふことができよう。

かくして我々はドイツ國民主義の源流の一つとして國民意識の歴史的推移を考へる場合、通常試みられるごとく十八世紀の中葉よりこれを始むることに満足しえないものである。少くともそこには啓蒙主義の時代をつらぬいて十七世紀のバロック愛國心へ、さらに十六世紀のドイツ人文主義にまで溯るドイツ國民意識の連續性がかへりみらるべきであらう。

■), 132.

(十六) Wachler, I, 918.

(十七) なほそのほかにも一七〇二年にはルーデヴィヒが Lud. Pet. Giovanni なる匿名ではらした Germania Princeps (一七一一年再版)がある。これはドイツ各邦の歴史・系譜・行政・古文書などをひろく扱はうとしたものであるが、選帝侯國とオーストリアの分だけしか刊行されなかつた。またグンドリング (Nicolaus Hieronymus Gundling) は一七〇六年に「ロムノト一世治すのドイツ國情について」 De statu republicae Germanicae sub Conrado I. を由じ、一七一一年には「東フランクならぬにサクソン人の君主、ハインリッヒ親王について」 De Henrico Aucupe, Francie orientalis Saxonumque rege 及び一七一五——三十二年には Gundlingiana 大卷のその二に著す。ヌッペナー (Jacob Karl Spener) にもカールメーニア時代から皇帝カール六世までを扱つた Historia Germaniae universalis et pragmatica の著がある。なほカール・フランツのその二に著す (Gottfried Langen) の「ユベンの邦・帝國等々の皇帝の歴史」 Deutsche Staats-, Reichs- und Kayser-Historie (一七〇九年刊) なる著書があるものとす。

(十八) W. Flemming: Deutsche Kultur im Zeitalter des Barock (Handb. d. Kulturgeschichte), 50.

(十九) Fleischmann: Christian Thomasius, Leben und Lebenswerk (Halle 1931), 207f. Hettner, II, 1, 89.

(二十) Leibniz: Deutsche Schriften (Hrsg. v. W. Schmied-Kowarzik), 25—53, 93.

(廿一) Berney, 57.

(廿二) Masur, 22.

(廿三) A. Diehl: Heiliges Römisches Reich Deutscher Nation (H. Z., Bd. 156, Heft 3).

(廿四) Bünau, I, 3f.

(廿五) a. a. O., 53.

(廿六) Cf. Joschimsen: Der deutsche Staatsgedanke (München 1921), 24—26.

(廿七) Severinus de Monzambano (Samuel von Pufendorf) De statu Imperii Germanici (Hrsg. v. Fritz

Salomon), Weimar 1910, 34—38.

(廿八) Bünau, I, 355—358.

(廿九) a. a. O., II, 328, 623.

(卅) W. Frenzen: Germanienbild und Patriotismus im Zeitalter des deutschen Barock (Deutsche

Viertelj. f. L. u. G. 1937), 212.

(卅一) Wielands Gesammelte Schriften, I. Abteilung: Werke, I, 137—217.

(卅二) Bünau I, 228.

(卅三) a. a. O., 229.

(卅四) a. a. O., 184.

(卅五) a. a. O., 183—185.

(卅六) a. a. O., 198.

(卅七) Justi, 214. Schurig, 82.

(卅八) Wachler, 376.

(卅九) Lessings Werke, hrsg. v. R. Boxberger, VII, 307.

(四十) Vogt und Koch: Geschichte der Deutschen Literatur, II, 218.

(四十一) P. Klassen: Justus Möser, 204.

(四十二) J. Möser's Sämmtliche Werke, VI, S. VI,

(四十三) a. a. O., IX, 201ff.

(四十四) a. a. O., VI, 14, 60, 315, VII, 24; IX, 194.

(四十五) Herders Sämmtliche Werke, III, 450, 453, 466.

(四十六) 拙稿「ホルテルの政治的關心と「人性書簡」(史淵十八輯所載)参照。

(以上)